

令和6年度和歌山県消費生活センターにおける消費生活相談の概要

令和6年4月から令和7年3月までの間に、県消費生活センターに寄せられた消費生活相談の概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

相談の状況から特に注意が必要な消費者トラブル ※詳細内容等については別紙記載

1 化粧品や健康食品の定期購入トラブル

【概要】通信販売にて一回だけのつもりで商品を注文したが、実際は、複数回の商品購入が条件の定期購入契約だったため、総額として想定以上の金額を請求された。

- 【ポイント】
- ・通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。
 - ・注文前に最終確認画面で契約内容を必ず確認し、記載内容はスクリーンショットを保存しましょう。



2 賃貸アパートの退去時のトラブル

【概要】賃貸アパートを退去する際に、貸主から高額な原状回復費用を請求された。

- 【ポイント】
- ・契約前に契約内容を必ず確認しましょう。
 - ・入居前、退去する際のどちらも、できる限り貸主側立会のもと現状を確認し、傷や汚れ等を撮影する等、記録を残しましょう。
 - ・国土交通省作成の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」も参考になります。



3 フィッシング

【概要】実在する組織名が記載されたメール・SMSを受信し、本文記載のURLにアクセスの上、表示内容に従い個人情報を入力したところ、キャッシュレス決済で不正利用された。

- 【ポイント】
- ・受信したメール・SMSが、日ごろ利用している事業者からのものであっても、本文記載のURLには安易にアクセスせず、正規のホームページやアプリからアクセスしましょう。



4 SNSをきっかけとしたトラブル

【概要】SNS広告を見たことをきっかけに商品を注文したところトラブルになった。SNSで知り合った人から副業や投資の勧誘を受けトラブルになった。等

- 【ポイント】
- ・大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたうSNS広告や、「簡単に儲かる」等の投稿やメッセージはうのみにしないようにしましょう。



相談窓口

消費生活センター等では、消費生活に関する様々な相談や苦情を受け付け、解決のお手伝いをしています。
買物や契約などのお困りごとや心配なことは**消費者ホットライン**へご相談ください。
※県や市町村等お住いの地域の消費生活相談窓口をご案内します。

局番なし


 い や や
1 8 8

(連絡先)

県消費生活センター
担当：岡本、安宅
電話：073-402-0159